

制 定 平成 20 年 4 月 1 日
最近改正 令和 3 年 4 月 1 日

大阪市第二子等放課後等デイサービス及び障がい児入所支援利用料軽減
にかかる給付費支給要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、きょうだいの中の一人が放課後等デイサービス又は障がい児入所支援を契約により利用し、別のきょうだいが保育所又は認定こども園（以下「保育所等」という。）に通所（通園）している場合に、放課後等デイサービス又は障がい児入所支援の利用料軽減にかかる給付費を支給することにより、その世帯の扶養義務者の負担軽減を図り、生活環境の大幅な変化を緩和することを目的として、その支給にかかる手続等について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第 2 条 この給付費の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、その監護する障がい児に係る通所給付決定（放課後等デイサービスに係るものに限る。）又は入所給付決定（障がい児入所支援に係るものに限る。）を受けている保護者であって、当該障がい児のきょうだいに係る子どものための教育・保育給付の支給認定（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する場合の認定に限る。）を受けているもの（当該障がい児のきょうだいだが、引き続き当該支給認定に係る支給認定教育・保育を受けている場合に限る。）とする。ただし、当該障がい児のきょうだいに係る子どものための教育・保育給付の支給認定を受けている保護者の利用者負担額（以下「保育料」という。）が 0 円の場合を除く。

(支給額等)

第 3 条 支給の対象となる給付費の額は、その月の対象者世帯における障がい児通所給付費及び障がい児入所給付費の利用者負担額から別表に定める軽減後利用者負担上限月額を差し引いた額とする。

ただし、同一世帯に、本市の通所給付決定を受けて障がい児通所支援を利用、又は入所給付決定を受けて障がい児入所支援を利用するきょうだい児が複数いる場合は、その月の対象者世帯における障がい児通所給付費及び障がい児入所給付費の上限額管理後の利用者負担額から別表に定める軽減後利用者負担上限月額を差し引いた額とする。

(支給の申請等)

第 4 条 対象者は、この給付費を受給しようとするときは、「大阪市第二子等放課後等デイサービス及び障がい児入所支援利用料軽減にかかる給付費支給申請書（様式第 1 号）」により、放課後等デイサービス利用者の場合は事業所の代表者又は障がい児入所支援利用者の場合は施設の長（以下「施設長等」という。）を経由して市長に支給の申請を行わなければならない。

2 施設長等は、前項の申請書を取りまとめ、「大阪市第二子等放課後等デイサービス及び障がい児入所支援利用料軽減にかかる給付費支給報告書（様式第 2 号）」を添えて市長に提出するものとする。

(支給決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、支給が必要であると認めるときは、「大阪市第二子等放課後等デイサービス及び障がい児入所支援利用料軽減にかかる給付費支給決定通知書（様式第3号）」により施設長等を経由してすみやかに申請者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、支給が不相当であると認めるときは、理由を付して、「大阪市第二子等放課後等デイサービス及び障がい児入所支援利用料軽減にかかる給付費支給却下通知書（様式第4号）」により、施設長等を経由してすみやかに申請者へ通知するものとする。

3 原則として第1項に定める受理をした日が属する月より支給決定するものとする。ただし、4月については、別に定める期日とする。

(申請内容の変更等)

第6条 第5条の規定により支給決定を受けた者（以下、「給付決定保護者」という。）は、年度途中に第2条に定める対象者でなくなった場合及び第4条の申請内容に変更があった場合は、「大阪市第二子等放課後等デイサービス及び障がい児入所支援利用料軽減にかかる給付費支給変更承認申請書（様式第5号）」により、施設長等を経由してすみやかに市長に申請内容の変更の申請を行わなければならない。

(申請内容の変更による決定の取消し等)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認められる場合は、「大阪市第二子等放課後等デイサービス及び障がい児入所支援利用料軽減にかかる給付費支給変更承認通知書（様式第6号）」により、施設長等を経由してすみやかに申請者へ通知するものとする。

2 市長は、前条の変更等により支給決定の一部又は全部の取消しが必要であると認めるときは、「大阪市第二子等放課後等デイサービス及び障がい児入所支援利用料軽減にかかる給付費支給決定取消書（様式第7号）」により、施設長等を経由してすみやかに申請者へ通知するものとする。

(支給手続)

第8条 給付決定保護者は、給付費を請求しようとする場合は、大阪市が規定する請求書により施設長等を経由して、原則として翌月10日までに市長に請求しなければならない。

2 施設長等は、前項の請求書を取りまとめ、「大阪市第二子等放課後等デイサービス及び障がい児入所支援利用料軽減にかかる給付費支給明細書（様式第8号）」及び当該月の大阪府国民健康保険団体連合会あて提出した「障がい児通所給付費・入所給付費等明細書」の写しを添えて市長に提出するものとする。

3 施設長等は、次に定める場合は、前項の請求書類等に加え、当該月に利用のあったすべての事業所の「障がい児通所給付費・入所給付費等明細書」の写しに加え「利用者負担上限額管理結果票」の写しを添えて市長に提出するものとする。

1 1人の児童が複数の事業所を利用している場合、そのすべての事業所分

2 同一世帯に、本市で支給決定している障がい児通所支援及び障がい児入所支援を利用するきょうだい児がいる場合、きょうだい児が利用したすべての事業所分

(支給方法)

第9条 市長は、第8条の請求があった場合、原則として30日以内に給付費を支給する。

(返 還)

第10条 市長は、給付決定保護者及び施設長等に対して、この要綱に違反又は虚偽の申請をして給付費の支給を受けたときは、直ちに支給を停止し、また、すでに支給した金額について当該施設長等を通じ申請者へ返還を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は主管課長が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成28年10月1日から適用する。
- 2 平成28年9月30日までに本要綱による給付費の支給の対象となる障がい児通所支援(放課後等デイサービスに係るものに限る)又は障がい児入所支援を受けた場合は、第11条の規定は適用しない。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 令和 2 年 3 月 31 日までの本要綱による給付決定保護者で、令和元年 9 月 30 日以前から継続して保育料が 0 円の場合については、令和 3 年 3 月 31 日までに限り、なお、従前の例による。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

(別表)

		生活保護	低所得 1	低所得 2	一般 (28 万円まで)	一般 (28 万円以上)
放課後等デイ サービス	本来の利用者 負担上限月額	0 円	0 円	0 円	4,600 円	37,200 円
	軽減後利用者 負担上限月額	〃	〃	〃	2,300 円	18,600 円
障がい児 入所支援	本来の利用者 負担上限月額	0 円	0 円	0 円	9,300 円	37,200 円
	軽減後利用者 負担上限月額	〃	〃	〃	930 円	3,720 円

(様式第1号)

年 月 日

大阪市第二子等放課後等デイサービス及び障がい児入所支援利用料軽減
にかかる給付費支給申請書

大阪市長 様

申請者	住所	
	氏名	
	放課後等デイサービス又は障がい児入所支援を利用している児童との続柄	

世帯の中にきょうだい児がおり、放課後等デイサービス又は障がい児入所支援と保育所等の利用状況が次のとおりであるため、標記にかかる給付費の支給を申請します。

1. 世帯状況 (世帯の中のすべての児童 (18歳以下) についてご記入ください。)

きょうだい構成	第1子	フリガナ		生年月日	利用内容(※1)	施設(事業所・保育所等)名
		氏名				
	第2子	フリガナ		生年月日	利用内容(※1)	施設(事業所・保育所等)名
		氏名				
	第3子	フリガナ		生年月日	利用内容(※1)	施設(事業所・保育所等)名
		氏名				

※1 「利用内容」欄には、次の①～⑤のうち、該当する番号をご記入ください。

- ①障がい児入所支援 ②放課後等デイサービス ③児童発達支援(医療型含む)・保育所等訪問
④保育所等 ⑤在宅 ⑥その他(※その他の場合は番号とあわせて簡単に内容もご記入ください。)

2. きょうだい児の利用状況

↓きょうだい児の利用状況の組合せについて、該当する番号に○をしてください。

番号	年上の児童	年下の児童
1	障がい児入所支援	保育所・認定こども園※
2	保育所・認定こども園※	障がい児入所支援
3	放課後等デイサービス	保育所・認定こども園※

※認定こども園については本市の支給認定区分が「保育認定」の場合に
対象となります。

3. きょうだい児の保育料

- ・支払っている ※支給対象者であることの確認です。該当する場合に○を付けてください。

大阪市第二子等放課後等デイサービス及び障がい児入所支援利用料軽減
にかかる給付費支給報告書

大阪市長 様

所在地
施設名
(事業所名)
施設長名
(代表者名)

当施設(事業所)を利用している児童について、同一世帯のきょうだいが保育所等に通所しており、放課後等デイサービス又は障がい児入所支援利用料軽減にかかる給付費の支給申請がありましたので、次のとおり報告します。

1	当施設(事業所)利用児童氏名	保護者氏名(世帯の扶養義務者)	住 所
	受給者証番号()		
	保育所等通所中の児童氏名	保育所等名称	左記以外の障がい児通所・入所支援利用児童氏名
	世帯の利用者負担上限月額	軽減後利用者負担上限額	申請期間
	円	円	年 月 日 ~ 年 月 日
2	当施設(事業所)利用児童氏名	保護者氏名(世帯の扶養義務者)	住 所
	受給者証番号()		
	保育所等通所中の児童氏名	保育所等名称	左記以外の障がい児通所・入所支援利用児童氏名
	世帯の利用者負担上限月額	軽減後利用者負担上限額	申請期間
	円	円	年 月 日 ~ 年 月 日
3	当施設(事業所)利用児童氏名	保護者氏名(世帯の扶養義務者)	住 所
	受給者証番号()		
	保育所等通所中の児童氏名	保育所等名称	左記以外の障がい児通所・入所支援利用児童氏名
	世帯の利用者負担上限月額	軽減後利用者負担上限額	申請期間
	円	円	年 月 日 ~ 年 月 日

大 福 祉 第 号
年 月 日

大阪市第二子等放課後等デイサービス及び障がい児入所支援利用料軽減
にかかる給付費支給決定通知書

様

大阪市長

(担当：福祉局障がい者施策部障がい支援課)

年 月 日付けで申請のありました 年度大阪市第二子等放課後等
デイサービス又は障がい児入所支援利用料軽減にかかる給付費について、次のとおり支給
することに決定しましたので通知します。

給付決定保護者氏名 (世帯の扶養義務者)		利用施設（事業所）名
給付決定に係る 児童氏名		受給者証番号
支給決定に係る 保育所等通所児童氏名		保育所等名称
支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで (なお、支給を要しなくなった場合は、その日の帰属する月の翌月から停止する。)	

大 福 祉 第 号
年 月 日

大阪市第二子等放課後等デイサービス及び障がい児入所支援利用料軽減
にかかる給付費支給却下通知書

様

大阪市長

(担当：福祉局障がい者施策部障がい支援課)

年 月 日付けで申請のありました 年度大阪市第二子等放課後等デイサービス及び障がい児入所支援利用料軽減にかかる給付費については、次の理由により交付しないことに決定しましたので通知します。

1. 却下理由

年 月 日

大阪市第二子等放課後等デイサービス及び障がい児入所支援利用料軽減
にかかる給付費支給変更承認申請書

大阪市長 様

フリガナ	
申請者氏名 (世帯の扶養義務者)	
住 所	
給付決定に係る 児童氏名	受給者証番号 ()

次のとおり変更になったため、大阪市長の承認を申請します。

変更事由 (該当する□にレを付けて、詳細をご記入ください。)

	変更前	変更後
<input type="checkbox"/> 氏名		
<input type="checkbox"/> 利用施設 (事業所)		
<input type="checkbox"/> その他 (退所等により本事業の 対象者でなくなった等)		
上記事由が発生した年月日 (必須)		年 月 日

大 福 祉 第 号
年 月 日

大阪市第二子等放課後等デイサービス及び障がい児入所支援利用料軽減
にかかる給付費支給変更承認通知書

様

大阪市長

(担当：福祉局障がい者施策部障がい支援課)

年 月 日付けで変更申請のありました大阪市第二子等放課後等デイサービス及び障がい児入所支援利用料軽減にかかる給付費の支給については、次のとおり承認します。

給付決定保護者氏名 (世帯の扶養義務者)		利用施設(事業所)名
給付決定に係る 児童氏名		受給者証番号
支給決定に係る 保育所等通所児童氏名		保育所等名称
変更開始年月日	年 月 日	
変更後 支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで (なお、支給を要しなくなった場合は、その日の帰属する月の翌月から停止する。)	

大 福 祉 第 号
年 月 日

大阪市第二子等放課後等デイサービス及び障がい児入所支援利用料軽減
にかかる給付費支給決定取消書

様

大阪市長

(担当：福祉局障がい者施策部障がい支援課)

年 月 日付け大福祉第 号で決定した 年度大阪市第二子等放
課後等デイサービス及び障がい児入所支援利用料軽減にかかる給付費の支給について、次の
とおり全部又は一部を取り消すことを決定したので通知します。

1. 事由

2. 支給取消年月

年 月分より支給決定を取り消すこととする。

大阪市第二子等放課後等デイサービス及び障がい児入所支援利用料軽減
にかかる給付費支給明細書

大阪市長 様

所在地
施設名
(事業所名)
施設長名
(代表者名)

次のとおり、 年 月分大阪市第二子等放課後等デイサービス及び障がい児入所支援利用料軽減にかかる給付費を請求します。

金 _____ 円

※世帯の中に、本市で支給決定している障がい児通所支援・障がい児入所支援を利用するきょうだい児がいる場合は、児童名欄に各々の氏名を記入してください。
(上限管理を要する者に限る)

(内訳)

	請求者氏名 (世帯の扶養義務者)		今月の利用者負担額	軽減後利用者負担額	請求額
	(児童氏名1)	(児童氏名2)	(a)	(b)	(a) - (b)
1			円	円	円
2			円	円	円
3			円	円	円
合 計					円

(添付資料)

- 「障がい児通所給付費・入所給付費等明細書」 (以下、「明細書」) の写し
 ※次の場合は、当該月に利用のあったすべての事業所の「明細書」の写しと、「利用者負担上限額管理結果票」の写し
 - (1) 1人の児童が複数の事業所を利用している場合
 - (2) 同一世帯に、本市で支給決定している障がい児通所支援及び障がい児入所支援を利用するきょうだい児がいる場合(上限管理を要する者に限る)
- 「請求書」